（運用開始の届出を要しない無線局）

第十条の二の二　［略］

（公表する免許状記載事項等）

第十一条　［略］

［２～４　略］

５　前四項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局（第十条の二の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。以下同じ。）について総務大臣が公表する免許状記載事項等は、次に掲げるものとする。ただし、登録局については、第三号、第一号包括免許人が開設する特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）については、第四号を除く。

［一～五　略］

［６～８　略］

（混信若しくはふくそうに関する調査又は終了促進措置のために提供する情報）

第十一条の二の三　法第二十五条第二項の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるもののうち、混信又はふくそうに関する調査に係るものは別表第二号の二の二、終了促進措置に係るものは別表第二号の二の三のとおりとする。ただし、別表第二号の二第１(2)、第１(9)、第１(10)及び第１(11)に規定する無線局（第十条の二の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。）のもの並びに同表第１(13)、第２(5)及び第２(6)に規定する無線局のうち一GHz未満の周波数を使用する無線局のものについては、この限りでない。

（周波数測定装置の備付け）

第十一条の三　法第三十一条の総務省令で定める送信設備は、次の各号に掲げる送信設備以外のものとする。

［一～六　略］

七　アマチュア局の送信設備であつて、当該設備から発射される電波の特性周波数を〇・〇二五パーセント（九kHzを超え五二六・五kHz以下の周波数の電波を使用する場合は、〇・〇〇五パーセント）以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

［八　略］

第十三条の二　アマチュア局が動作することを許される周波数帯は、別に告示する。

第十五条　二八MHz以下の周波数の電波を使用する単一通信路の無線電話の無線局に指定する電波の型式は、当該無線電話につき、次のとおりとする。ただし、基幹放送局、アマチュア局、簡易無線局その他別に告示する無線局の無線電話については、この限りでない。

電波の型式　Ｈ三Ｅ、Ｊ三Ｅ又はＲ三Ｅ

（主任無線従事者の非適格事由）

第三十四条の三　法第三十九条第三項の総務省令で定める事由は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　主任無線従事者として選任される日以前五年間において無線局（無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が三箇月に満たない者であること。

（運用開始の届出を要しない無線局）

第十条の二の二　［同上］

（公表する免許状記載事項等）

第十一条　［同上］

［２～４　同上］

５　前四項の規定にかかわらず、別表第二号の二に定める無線局（第十条の二の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。以下同じ。）について総務大臣が公表する免許状記載事項等は、次に掲げるものとする。ただし、登録局については、第三号、第一号包括免許人が開設する特定無線局（法第二十七条の二第一号に掲げる無線局に係るものに限る。）については、第四号を除く。

［一～五　同上］

［６～８　同上］

（混信若しくはふくそうに関する調査又は終了促進措置のために提供する情報）

第十一条の二の三　法第二十五条第二項の無線局に関する事項に係る情報であつて総務省令で定めるもののうち、混信又はふくそうに関する調査に係るものは別表第二号の二の二、終了促進措置に係るものは別表第二号の二の三のとおりとする。ただし、別表第二号の二第１(2)、第１(9)、第１(10)及び第１(11)に規定する無線局（第十条の二の二第二号から第五号までに掲げる無線局、非常局及び特別業務の局を除く。）のもの並びに同表第１(13)、第２(5)及び第２(6)に規定する無線局のうち一GHz未満の周波数を使用する無線局のものについては、この限りでない。

（周波数測定装置の備付け）

第十一条の三　［同上］

［一～六　同上］

七　アマチュア局の送信設備であつて、当該設備から発射される電波の特性周波数を〇・〇二五パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの

［八　同上］

第十三条の二　アマチュア局が動作することを許される周波数帯は、別に告示する。

第十五条　二八MHz以下の周波数の電波を使用する単一通信路の無線電話の無線局に指定する電波の型式は、当該無線電話につき、次のとおりとする。ただし、基幹放送局、アマチュア局、簡易無線局その他別に告示する無線局の無線電話については、この限りでない。

電波の型式　Ｈ三Ｅ、Ｊ三Ｅ又はＲ三Ｅ

（主任無線従事者の非適格事由）

第三十四条の三　［同上］

［一・二　同上］

三　主任無線従事者として選任される日以前五年間において無線局（無線従事者の選任を要する無線局でアマチュア局以外のものに限る。）の無線設備の操作又はその監督の業務に従事した期間が三箇月に満たない者であること。